番号	１①
項目	すべての学校事務職員、臨時的任用職員・任期付任用職員の賃金を大幅に改善すること。

（回答）

勤務労働条件の改善につきましては、臨時的任用職員の制度を、令和２年４月１日より、市全体で日額が廃止となり月額になることに伴い、いわゆる日額臨任につきましては月額化するとともに、常勤職員との均衡を考慮し、基本的に常勤職員と同様の勤務条件制度とさせていただいているところです。

今後とも、給与・勤務労働条件につきましては、本市全体の動向を注視しながら、誠意を持って交渉してまいりたいと考えております。

担当	大阪市教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当

番号	1②
項目	臨時的任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに引上げること。

（回答）

本市学校事務職員については行政職給料表を適用しているところです。

当該給料表については、情勢適応の原則に則り、本市人事委員会勧告の意見、内容を踏まえ改定を行っておりますが、今後とも、本市人事委員会勧告を注視しながら適切に対応してまいります。

担当	大阪市教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当

番号	1③
項目	再任用学校事務職員の期末勤勉手当の支給率を本務職員と同等にすること。また、扶養手当・住居手当を支給すること。
（回答） 教職員の給与・勤務労働条件につきましては、本市全体の動向を注視しながら、誠意を持って交渉してまいりたいと考えております。	
担当	大阪市教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当

番号	2②
項目	学校事務職員の休暇制度を、教育職員と同様の制度とすること。
（回答） 教職員の給与・勤務労働条件につきましては、本市全体の動向を注視しながら、誠意を持って交渉してまいりたいと考えております。	
担当	大阪市教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当

番号	2③
項目	昇格制度の基準を明らかにし、公正な選考を実施すること。

（回答）

昇格につきましては、２級への昇格は１級在級５年以上、３級への昇格は２級在級６年以上の内、人事委員会が実施する選考に合格することとし、昇格選考実施要綱に基づいて実施しております。

担当	大阪市教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当

番号	2④
項目	「パワーハラスメント」防止措置を講じ使用者責任を果たすこと。

（回答）

パワーハラスメントなどのハラスメントについては、職員の尊厳や人権を侵害するとともに、職場の秩序や業務の遂行を阻害し、学校園にとっても大きな損失をもたらすものであると認識しています。

こうしたハラスメントをなくすためには、管理監督者のみならず、同じ職場に働く教職員全員がハラスメントの起こらない職場環境の形成に努めなければなりません。

そのため、各ハラスメント防止に関する指針において、管理監督者・教職員の責務を記載しています。

ハラスメントに関する教職員からの相談に対応するため、学校園においては管理監督者を窓口とした相談体制を整備し、相談を受けた際は事実関係を調査し、被害者に対する適正な配慮の措置や行為者にも適正な措置を行ったうえで、職場全体への再発防止策措置を講じることとしています。

また、早期発見のための措置・相談体制として、職場におけるあらゆるハラスメントについて専門的な知識を有する公認心理師や臨床心理士、産業カウンセラー等が相談員として対応する外部の相談窓口を設けています。

こうした取り組みの周知にあたっては、SKIP ポータルに掲載し、随時閲覧が可能な環境を整備するとともに、年度当初に校長会においてあらためて全教職員へ周知徹底を図り、注意喚起や指導によりハラスメントの未然防止に努めることを指示しています。

そのほか、全教職員及び校園長に対して「コンプライアンス・人権教育研修」を実施し、ハラスメント防止に努めています。

今後とも、各校園のより良い職場環境づくりに向け、引き続きハラスメント防止のための取り組みを進めていきたいと考えています。

担当	大阪市教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当

番号	2⑦
項目	学校園における働き方改革のなかに「学校事務職員の働き方改革」を示すこと。

（回答）

令和５年度に全市実施した共同学校事務室におきましては、学校事務職員の資質向上・人材育成を図るとともに、各校の業務進捗状況・処理内容を点検・確認し、各校において適切な業務遂行が行われるよう監督する観点から、室長・副室長を設置し、事務主任を充てております。

今後も、共同学校事務室において、業務の標準化・効率化を図るとともに、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するなど、必要な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

また、共同学校事務室においては、構成校内の全ての学校に兼務発令が行われ業務システム等の処理も可能になっていることから、育児・介護事情等を抱える学校事務職員の支援体制をより一層確立してまいります。

担当	大阪市教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当 大阪市教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当

番号	２⑳
項目	再任用短時間（義務制）の学校事務職員にも正規同様の定期健康診断を実施すること。

（回答）

教職員の定期健康診断につきましては、労働安全衛生法並びに学校保健安全法に基づき実施しております。市教委におきましては、週20時間勤務以上かつ通年勤務の教職員までを対象者とし、実施させていただいております。

加えて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく胸部エックス線検査におきましては、教職員の勤務時間数等に関わらず受診できる体制をとらせていただいているところです。

市職員の定期健康診断は週30時間勤務以上かつ通年勤務の職員を対象としているのに対し、市教委では対象者を拡充して実施しており、本市の財政状況ではこれ以上の拡充は難しい現状です。ご要求の件につきましては、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。

担当	大阪市教育委員会事務局　教務部　教職員給与・厚生担当